

広島県訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「部長」を「局長」に、「部長」を「局長」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「局長」を「部長」に、「局長」を「部長」に改め、同条第五号と同条第七号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 課 長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる課長をいう。

第二条第九号及び第十号を次のように改める。

九 幹事課長等 別表第一に掲げる課長をいう。

十 グループリーダー 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる専任主査、主任主査、主査等のうち、リーダー業務に従事するものをいう。

第三条中「関係部室等」を「関係局課等」に改める。

第七条第十九号中「室長（室長相当職）」を「課長（課長相当職）」に改め、同条第二十二号中「部長（部長相当職）」を「局長（局長相当職）」に改め、同条第二十三号中「部長」を「局長」に改める。

第八条の見出し中「部長、局長等」を「局長、部長等」に改め、同条第一項中「部長、局長及び室長」を「局長、部長、課長及び室長」に改め、「及び別表第三」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 局長、部長及び課長は、前項に規定するもののほか、それぞれ別表第三に掲げる事項について専決することができる。

第八条第六項を削り、同条第五項中「局長」を「部長」に、「部長」を「局長」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「部長」を「局長」に、「局長」を「部長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「局長」を「部長（都市局にあつては局長）」に、「部長」を「局長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 危機管理監は、危機管理監の所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、部長限りで専決することができる。

第八条第七項を次のように改める。

7 職の設置規則附則第四項に規定する室長は、課長の専決事項のうち、課長が局長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

第八条第八項中「健康指導監、防災航空センター長」を「防災航空センター長、健康指導監、企業誘致担当次長」に改め、「企業誘致担当次長」を削り、「室長」を「課長」に、

「部長」を「局長」に改め、同条第九項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 グループリーダーは、別表第三に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が局長の承認を得て指定するもの及び別表第四に掲げる事項について専決することができる。

第九条第一項の表以外の部分中「部室等」を「局課等」に改め、同項の表を次のように改める。

決裁区分	局課等の区分	第一順位者	第二順位者
知事		副知事	総務局長
副知事			主務局長
理事		総務局長	主務課長
局長	各局	主務部長	主務課長
部長	各部署	主務課長	幹事課長等
課長	各課	課長があらかじめ指名する課員	

第九条第二項の表以外の部分中「会計管理局」を「会計管理部」に、「第一項」を「前項」に改め、同項の表を次のように改める。

決裁区分	第一順位者	第二順位者
副知事	総務局長	会計管理部長

第九条に次の三項を加える。

3 危機管理監の所掌に属する事務の代理決裁について第一項の規定を適用する場合には、同項の表中決裁区分の副知事及び部長である部分は、次表によるものとする。

決裁区分	第一順位者	第二順位者
副知事	総務局長	危機管理監
危機管理監	主務課長	

4 環境県民局土地利用対策室、青少年対策室、交通安全対策室及び地球環境対策室の所掌に属する事務の代理決裁について第一項の規定を適用する場合には、同項の表中決裁区分の局長、部長及び課長である部分は、次表によるものとする。

決裁区分	第一順位者	第二順位者
局長	主務部長	室長
部長	室長	
室長	室長があらかじめ指名する室員	

5 都市局の所掌に属する事務の代理決裁について第一項の規定を適用する場合には、同項の表中決裁区分の局長である部分は、次表によるものとする。

決裁区分	第一順位者	第二順位者
局長	主務課長	幹事課長等

第十条中「総務部長 主務部長」を「総務局長 主務局長」に、「主務部長 総務部長」を「主務局長 総務局長」に、「総務局長 会計管理部長」を「総務局長 会計管理部長」に、「読み替える」を「読み替える」に改める。

「同条第三項の表中「総務局長 危機管理監」とあるのは「総務局長 危機管理監 総務局長」

第十一条第一項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第六」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

局 部 名	幹 事 課 長 等
会 計 管 理 部	会計総務課長
総 務 局	総務課長
企 画 振 興 局	分権改革課長
環 境 県 民 局	環境県民総務課長
健 康 福 祉 局	健康福祉総務課長
商 工 労 働 局	商工労働総務課長
農 林 水 産 局	農林水産総務課長
土 木 局	土木総務課長
都 市 局	都市事業管理課長

別表第二中「部長専決事項」を「局長専決事項」に、「局長専決事項」を「部長専決事項」に、「室長専決事項」を「課長及び

室長専決事項」に改め、同表部長専決事項の欄第十一号中「部長（部長相当職）」を「局長（局長相当職）」に改め、同欄第十二号中「局長（局長相当職）」を「部長（部長相当職）」に改め、同欄第十三号中「局長」を「部長」に改め、同表局長専決事項の欄第二十一号中「室長（室長相当職）」を「課長（課長相当職）」に改め、同欄第二十二号中「室長」を「課長」に改め、同表室長専決事項の欄第九号中「再交付、書換え交付及び返納処理」を削り、同欄第四十一号を次のように改める。

四十一 職員の部分休業の承認及び取消し

別表第二室長専決事項の欄中第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第四十二号とし、第四十五号を削り、同欄第四十六号中「有価証券及び物品」を「及び有価証券」に改め、同号を同欄第四十三号とし、同欄中第四十七号を削り、第四十八号を第四十四号とし、第四十九号を第四十五号とする。

別表第三中「部室の区分」を「局課の区分」に、「部長専決事項」を「局長専決事項」に、

局長専決事項」を「部長専決事項」に、「室長専決事項」

を「課長専決事項」

に改め、同表会計管理局の部中

「会」「会」「会」  
計 計 計  
管 を 管 に、  
理 理 総  
局「部」室

「会」  
「計」  
「総」  
「務」  
「課」  
に改め、同部会計総務室の項室長専決事項の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を

「用」「用」  
第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同部中度を度に改め、

「室」「課」

同部用度室の項局長専決事項の欄第一号及び同項室長専決事項の欄第一号中「会計管理局長」を「会計管理部長」に改め、同部の次に次のように加える。

危 機 管 理 監 視
消 防 保 安 課
一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項の規定による予防規程の制定又は変更の認可 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の規定による保安業務規程の認可

「総」「総」「総」  
別表第三総務部の部中務を務に改め、同部総務管理局の款中管を管に、  
部「局」局「部」部

「総」「総」  
務を務に改め、同款総務室の項室長専決事項の欄に次の十三号を加える。  
室「課」

二 文書分類表の管理  
三 広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）第七条の規定による職員以外

の者に対する文書の閲覧等の許可

四 地方機関における文書事務の取扱い及び当直に関する規程の承認

五 広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）第四条第一項の規定による公印の新調及び改刻の承認

六 広島県法規集の編集

七 職員の扶養親族の認定

八 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定

九 職員の児童手当に係る受給資格及び額の認定

十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七十七条の六の規定による給与支払報告書等の提出

十一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条の規定による源泉徴収票の提出

十二 電子計算組織により集中処理する電気料金及び電話料金に係る支出命令

十三 所得税及び住民税に係る歳入歳出外現金の出納通知

十四 旅費システムにより処理する切符等に係る収入の通知及び支出命令（県立病院課の所掌に係るものを除く。）

「人」「人」

別表第三総務部の部総務管理局の款中文書法制室の項を削り、事を事に改め、同室課

款人事室の項局長専決事項の欄第四号及び第七号中「室長（室長相当職）」を「課長（課長相当職）」に改め、同欄中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同欄第八号中「の承認」を「及び育児短時間勤務の承認及び取消し」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第七号の次に次の一号を加える。

八 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し

「行」「行」

政政

別表第三総務部の部総務管理局の款中管を管に改め、同款行政管理室の項室長専

理理

室課

「福」「福」

「財」「財」

決事項の欄第二号を削り、同款中利を利に改め、同部財務局の款中務を務

室課

局部

「財」

「財」

「財」「財」

産産

「営」

「営」

「税」

「税」

に、政を政に、管を管に、繕を繕に、務を務に改め、同

室課

理理

室課

室課

室課

室課

室課

室課

「秘」「秘」「行」「広」  
 部秘書広報局の款中 広を 広に、情を 広に改め、同表地域振興部の部中  
 報 報 報 報 聴  
 局「部」室「課」  
 「地」部

「企」「政」「統」  
 企画 策 計  
 振 興 振 策 計  
 を 振 興 振 策 計  
 局「部」室「課」  
 「地」部

款統計管理室の項中「（統計調査室の所掌に係るものを除く。）」を削り、同款統計調査室の項、市町行財政室の項、権限移譲推進室の項及び地域づくり推進室の項を削り、同部に次のように加える。

地域振興部	地域政策課	市町行財政課
一 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定による成果の認証請求及び同条第五項の規定による成果の認証の申請 二 地方自治法第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織団体の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可 三 地方自治法第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織団体の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可 四 地方自治法第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織団体の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可 五 地方自治法第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織団体の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可	一 地方自治法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一）第二百八十四条第二項の規定による一部事務組合の設立の許可 （二）第二百九十一条の三第一項の規定による広域連合の組織団体の数の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可 （三）第二百九十五条の規定による財産区の議会又は総会の設置の指示 （四）第二百九十六条の五第二項の規定による財産又は公の施設の処分又は廃止の同意 二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号	一 地方自治法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一）第二百五十二條の十七の九の規定による臨時選挙管理委員の選任 （二）第二百五十二條の十七の九の規定による臨時選挙管理委員の選任 （三）第二百五十二條の十七の九の規定による臨時選挙管理委員の選任 （四）第二百五十二條の十七の九の規定による臨時選挙管理委員の選任

局 民 県 境 環		別表第三県民生活部の部を次のように改める。
部 境 環		
課 境 環 然 自	課 全 保 境 環	
	一 公害に関する苦情の処理	一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第一項の規定による規則の変更の認証 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四十五条の規定による学校法人の寄附行為変更の認可で軽易なもの
一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一）第七条の規定による国定公園計画の申出及び国定公園事業の決定 （二）第十条第二項及び第三項の規定による国定公園事業の執行の同意	二 公害に関する苦情の処理で軽易なもの	一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第一項の規定による規則の変更の認証 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四十五条の規定による学校法人の寄附行為変更の認可で軽易なもの

（一）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一）第一条の二第二項の規定による長の職務を行うべき者の選定 （二）第五条第一項の規定による事務の分界の決定又は承継すべき地方公共団体の指定 （三）第六条の規定による事務の承継の決定 三 地方交付税法第十七条第一項の規定による交付税の額の算定及び交付の事務（総務局財務部税務課の所掌に係るものを除く。）	定による地方債に係る市町との協議 （一）第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定による地方債の許可 （二）第三十三条の八第一項の規定による地方債の許可

<ul style="list-style-type: none"> <li>二 及び認可</li> <li>三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第六条第二項の規定による公園事業の決定</li> <li>(二) 第八条第二項及び第三項の規定による公園事業の執行の同意及び認可</li> </ul> </li> <li>四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第四条及び第七条の規定による鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定</li> <li>(二) 第二十八条、第二十九条、第三十四条及び第三十五条の規定による鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、銃猟禁止区域及び銃猟制限区域の設定又は指定</li> <li>(三) 第六十八条の規定による猟区設定の認可</li> <li>(四) 第七十八条の規定による鳥獣保護員の任免</li> </ul> </li> </ul>	

別表第二環境部の部を削り、同表福祉保健部の部中「福祉保健」を「福祉」に改め、同部総務管理

「福祉」部  
「福祉保健」局

局の款中

「総務」局  
「総務」部  
「総務」室

「福祉保健」部  
「福祉保健」局  
「福祉保健」室  
「福祉保健」課

を管するに、医療保険室の項を削り、

「福祉保健」部  
「福祉保健」局  
「福祉保健」室  
「福祉保健」課  
「福祉保健」室  
「福祉保健」課  
「福祉保健」室  
「福祉保健」課



「こ  
ども  
家庭  
支援  
課」

に改め、同款こども家庭支援室の項室長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の七第二項の規定による縁組の承諾の許可

別表第三福祉保健部の部総務管理局の款こども家庭支援室の項室長専決事項の欄第二号及び第三号を削り、同項の次に次のように加える。

被爆者対策課
<p>一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付</p> <p>(二) 第七条の規定による健康診断に係る経費の支払</p> <p>(三) 第二十四条第一項の規定による医療特別手当の支給</p> <p>(四) 第二十五条第一項の規定による特別手当の支給</p> <p>(五) 第二十六条第一項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給</p> <p>(六) 第二十七条第一項の規定による健康管理手当の支給</p> <p>(七) 第二十八条第一項の規定による保健手当の支給</p> <p>(八) 第三十一条の規定による介護手当の支給</p> <p>(九) 第三十二条の規定による葬祭料の支給</p> <p>(十) 第三十三条第三項の規定による特別葬祭給付金を受ける権利の認定</p> <p>二 毒ガス障害者に対する救済措置要綱（昭和五十九年四月十日衛発第二百六十六</p>

		号厚生省公衆衛生局長通知 ）に基づく健康診断に係る 費用の支払並びに医療費及 び諸手当の支給

別表第三福祉保健部の部保健医療局の款中「保 健 局」を「保 健 局」に改め、同  
「医 務 課」を「医 務 課」に改め、同  
「療 養 室」を「療 養 室」に改め、同

款医療看護室の項室長専決事項の欄第一号を次のように改める。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十九条第一項の規定による病院の期間を  
定めての閉鎖命令

別表第三福祉保健部の部保健医療局の款医療看護室の項室長専決事項の欄第二号中「前号  
（三）、（四）、（五）及び（六）」を「前号」に改め、同項の次に次のように加える。

医療保険課	一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第三項の規定による保健医療機関等との契約の認可	一 国民健康保険法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一）第十二条の規定による市町との協議 （二）第八十九条第一項の規定による保険医療機関等の出頭要求等の承認
-------	--	---

「保 健 局」  
「医 務 課」

別表第三福祉保健部の部保健医療局の款中「策 室」を「策 室」に改め、同款保健対策室の項室

長専決事項の欄中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

- 五 児童福祉法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
（一）第二十条第一項の規定による療育の給付  
（二）第二十一条の三第一項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定
- 六 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
（一）第二十条第一項の規定による未熟児に対する養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給  
（二）第二十条第七項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の

額の決定

七 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号に規定する医療に係るものに限る。）

- (一) 第五十八条第一項の規定による自立支援医療費の支給
- (二) 第五十八条第五項の規定による費用の支払
- (三) 第七十三条第一項の規定による診療内容及び自立支援医療費等の請求の審査並びに自立支援医療費等の額の決定（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係るものを除く。）

別表第三福祉保健部の部保健医療局の款中 衛生課に改め、被爆者・毒ガス障害者  
 衛生課

「社」「社」「地」「地」「社」  
 会 会 域 域 会  
 福を福に、福を福に、援を  
 社 社 社 社 護  
 局 部 室 課 室

対策室の項を削り、同部社会福祉局の款中

「社」「障」「障」  
 会 害 害  
 援 者 者  
 に、を  
 課 援 支 支  
 「室」「課」

に改め、同部病院事業局の款中  
 局 部 室 課  
 業 業 院 立 院  
 事 事 病 病  
 を 事 立 立  
 業 業 院 院  
 局 部 室 課

に改め、同款県立病院室の項室長専決事項の欄第一号中「県立病院室」を「県立病院課」に  
 「商」「商」  
 工 工  
 「総」「総」  
 務 務  
 改め、同表商工労働部の部中 労働を労働に改め、同部総務管理局の款中 管理を管理  
 部 局 部 局

に改め、商工金融室の項及び経営支援室の項を削り、

「雇  
用  
業  
職」  
「雇  
用  
業  
職」  
「職  
業  
能  
力  
を  
開  
発  
課」  
「職  
業  
能  
力  
を  
開  
発  
課」  
「職  
業  
能  
力  
を  
開  
発  
課」  
「職  
業  
能  
力  
を  
開  
発  
課」

改め、同部産業振興局の款を次のように改める。

課 融 金	部 興 振 業 産	課 援 支 営 経
	<p>一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十八条の規定による調整規程の認可</p> <p>(二) 第二十八条第一項の規定による組合協約の認可</p> <p>二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四十八条の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>三 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第四十二条第三項の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百四十一号）第五十九条の規定による臨時総会の招集の承認</p>	
<p>一 広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p>	<p>一 中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p> <p>二 中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p> <p>三 商工会法第四十四条第二項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p> <p>四 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第七条第二項の規定による特定商工業者の基準となる金額を定めることの許可</p> <p>(二) 第十条第二項の規定による法定台帳の作成期間の延長の決定</p> <p>(三) 第十二条第一項の規定による負担金賦課の許可</p> <p>(四) 第四十六条第二項の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p>	



て準用する場合を含む。)の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任  
 別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項室長専決事項の欄に次の一号を加  
 える。

八 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げる  
 もの

- (一) 第五十三条第一項の規定による一時役員職務を行うべき者の選任又は役員を選挙  
 若しくは選任するための総会の招集
- (二) 第五十三条第三項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任
- (三) 第百条第二項において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任

別表第三農林水産部の部農水産振興局の款中  
 「農 水 産」を「農 水 産」に改め、農業経営室の項及び  
 振 興 局 部

食品流通安全室の項を次のように改める。

農 業 技 術 課	農 業 經 営 課
<p>一 卸売市場法(昭和四十六          年法律第三十五号)第六十          四条第一項の規定による業          務規程の変更の承認</p> <p>二 肥料取締法(昭和二十五          年法律第二百二十七号)第十          九条第二項の規定による事          故肥料の譲渡の許可</p>	<p>一 農地法(昭和二十七年          法律第二百二十九号)に          基づく知事の権限のうち、          次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十一条第一項の規          定による農地等の買収          令書の作成及び交付</p> <p>(二) 第二十条第一項の規          定による農地等の賃貸          借の解約等の許可</p> <p>(三) 第三十九条第一項の          規定による農地等の売          渡通知書の作成及び交          付</p> <p>(四) 第五十条第一項の規          定による土地等の買収          令書の作成及び交付</p> <p>(五) 第五十五条第二項の</p>
<p>一 農業振興地域の整備に関          する法律(昭和四十四年法          律第五十八号)第十三条の          二第三項の規定による交換          分合計画の認可</p> <p>二 市民農園整備促進法(平          成二年法律第四十四号)第          五条第二項の規定による交          換分合計画の認可</p>	

- 
- 
- 
- 規定による物件の収去  
令書の作成及び交付
  - (六) 第六十二条第二項の  
規定による土地配分計  
画の作成
  - (七) 第六十四条の規定に  
よる適格者の選定及び  
土地等の売渡予約書の  
交付
  - (八) 第六十七条第一項及  
び第六十九条第一項の  
規定による土地等の売  
渡通知書の作成及び交  
付
  - (九) 第七十二条第二項の  
規定による土地等の買  
戻の買取令書の作成及  
び交付
  - (十) 第七十四条の二第三  
項の規定による土地等  
の譲与の適否の認定並  
びに譲与通知書の作成  
及び交付
  - (十一) 第七十五条の二第一  
項の規定による草地利  
用権の設定等の承認
  - (十二) 第七十五条の三の規  
定による草土地利用権の  
認定等の裁定
  - (十三) 第七十五条の七第一  
項の規定による草地利  
用権の存続期間の更新  
等の承認
  - (十四) 第七十五条の七第二  
項において準用する第  
七十五条の三の規定に  
よる草土地利用権の存続  
期間の更新等の裁定
  - (十五) 第七十五条の八第一  
項の規定による土地等  
を買い取るべき旨の裁  
定
  - (十六) 第七十五条の八第二  
項の規定による定着物  
を買い取るべき旨の裁  
定
  - (十七) 第七十五条の九の規
- 
- 
-

定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第九十四条の八第一項の規定による埋立予定地の土地配分計画の作成 (二) 第九十四条の八第三項の規定による適格者の選定及び埋立予定地の配分通知書の交付 (三) 第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の使用許可 三 第一号(一)、(四)及び(九)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与	「農 産 業 」 「農 業 」 「漁 業 」 「水 産 業 」

別表第三農林水産部の部農水産振興局の款中 振産に、調産に改め、

「農 農 土 農 林 農 林 森」  
 同部農林整備局の款中 林 林 地 業 業 林 林 森  
 整備に、改を基に、振を業に、保を  
 備備良盤興課全  
 局部室課室室

「森  
 林  
 保  
 全  
 課」  
 に改め、同款森林保全室の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

- 一 森林法第十条の二の規定による民有林の開発行為の許可（許可に係る面積が十平方メートル未満のものに限る。）
- 二 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）に基づく知事の



権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第十六条の規定による土砂埋立行為の許可（土砂埋立区域の面積が十万平方米メートル未満のものに限る。）及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定
- (二) 第四十二条第二項の規定による公示

別表第三農林水産部の部農林整備局の款森林保全室の項局長専決事項の欄に次の三号を加える。

三 森林法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第十条の二の規定による民有林の開発行為の変更許可
- (二) 第二十五条の二の規定による保安林の指定
- (三) 第二十六条の二の規定による保安林の指定の解除
- (四) 第二十七条第三項の規定による保安林の指定又は解除の申請書の農林水産大臣への進達（解除の申請書の進達については、指定理由の消滅による解除にあつては面積が一万平方米メートル以上、公益上の理由による解除にあつては面積が五万平方米メートル以上の場合に限る。）
- (五) 第三十三条の二の規定による指定施業要件の変更
- 四 地すべり等防止法第十一条第一項の規定による設計及び実施設計の承認
- 五 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第十四条第二項、第三十一条第三項又は第三十四条第二項の規定による氏名等の公表
- (二) 第二十条第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可及び当該許可に係る第二十条の規定による条件の設定
- (三) 第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定及び第三十五条の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除

別表第三農林水産部の部農林整備局の款森林保全室の項室長専決事項の欄に次の二号を加える。

- 二 森林法第十条の二の規定による民有林の開発行為の変更許可（変更に伴い増加する開発行為に係る面積が一万平方米メートル以上のものを除く。）
- 三 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第二十条第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可（変更に伴い増加する土砂埋立区域の面積が一万平方米メートル以上のものを除く。）及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定
- (二) 第三十条第一項の規定による土砂埋立行為の全部の譲受けの許可及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定

「七

別表第三農林水産部の部農林整備局の款治山室の項を削り、同表土木部の部 木 を部」



空 港 港 湾 部	
空 港 振 興 課	道 路 整 備 課
	定による原 状回復の義 務の免除
<p>一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第四十九条第一項の規定による進入表面、転移表面又は水平表面（以下「制限表面」という。）の上に出る物</p>	<p>（二）第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可</p> <p>（三）第二十二条の規定による埋立工事の竣工の認可</p> <p>（四）第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡の許可</p>
<p>一 広島県広島西飛行場条例（平成五年広島県条例第二十九号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第五条ただし書の規定による制限重量を超える航空機の使用の許可</p> <p>（二）第十三条第一項の規定による構内営業の許可（</p>	<p>一 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの（都市整備課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>（一）第三条第一項の規定による整備すべき道路の指定</p> <p>（二）第五条第二項の規定による電線共同溝整備計画の策定</p> <p>二 旧公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面を除く。）</p> <p>（一）第二十二条の規定による埋立工事の竣工の認可（埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>（二）第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡（分譲を埋立の目的とする埋立地以外の埋立地についての公団以外所有の所有権の譲渡で当該埋立地に係る面積五千平方メートル以上のものを除く。）</p> <p>三 旧公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面を除く。）</p> <p>（一）第二十二条の規定による埋立工事の竣工の認可（埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>（二）第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡（分譲を埋立の目的とする埋立地以外の埋立地についての公団以外所有の所有権の譲渡で当該埋立地に係る面積五千平方メートル以上のものを除く。）</p>

別表第三土木部の部に次のように加える。

<p>港 湾 管 理 課</p>	
<p>一 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面に限る。）      (一) 第二条第</p>	
<p>一 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面に限る。）      (一) 第十三条の二第一項の規定による埋立区域の縮小、設計の概要の</p>	<p>件の設置又は留置の承認（広島西飛行場の制限表面上に出る物件の設置承認基準（平成七年広島県告示第三百九十三号）第四条に定める物件に係るものに限る。）      (二) 第四十九条第二項の規定による第四十九条第一項の規定に違反して設置、植栽又は留置された物件の除去の請求      (三) 第四十九条第三項の規定による広島西飛行場の設置告示の際現に存する物件で制限表面上に出るものの制限表面の上に出る部分の除去の請求      二 広島県広島西飛行場条例施行規則（平成五年広島県規則第七十八号）第十七条第二項の規定による原状回復の施行</p>
<p>一 砂利採取法第二十二条の規定による採取計画の変更の命令（公有水面埋立法第一条第一項に規定する公有水面（内水面を除く。）に係るものに限る。）      二 公有水面埋立法に基づく</p>	<p>変更の許可を含む。）      (三) 第十四条の規定による工作物の設置又は増築、改築、用途変更若しくは除去の許可      (四) 第十五条の規定による土地及び建物等の使用の許可（変更の許可を含む。）      (五) 第十六条の規定による原状回復の指示      (六) 第十六条ただし書の規定による原状回復義務の免除      (七) 第十七条の規定による許可の取消し若しくはその許可の内容の変更又はその許可に係る使用の停止その他必要な措置の命令（同条第三号から第五号までに掲げる者に係るものに限る。）      (八) 第二十一条ただし書の規定による着陸料等の返還      (九) 第二十二条の規定による構内営業者、工作物設置者又は土地使用者からの報告の聴取又は施設若しくは業務の状況の検査      二 広島県広島西飛行場条例施行規則に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの      (一) 第十二条第三項の規定による構内営業譲渡等の許可      (二) 第十六条の規定による条件又は期限の付与      (三) 第十七条第一項の規定による原状回復の検査</p>



別表第三都市部の部都市事業局の款都市企画室の項局長専決事項の欄第一号を削り、同款「都」「都

市市

中 整を 整 に改め、同款都市整備室の項部長専決事項の欄中第一号を第二号とし、同

備 備

室」 課」

号の前に次の一号を加える。

一 都市計画法第五十九条第一項及び第四項の規定による都市計画事業の認可

別表第三都市部の部都市事業局の款都市整備室の項部長専決事項の欄に次の三号を加える。

三 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による事業の施行の認可

(二) 第十三条第一項の規定による事業の廃止及び終了の認可

(三) 第十四条第一項及び第二項の規定による設立の認可

(四) 第四十五条第二項の規定による解散の認可

(五) 第五十二条第一項後段の規定による設計の概要の認可

四 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（幹線街路等都市計画において定められたものの整備を伴うものに限る。）

(一) 第七条の九第一項の規定による施行の認可

(二) 第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可

(三) 第十一条第一項及び第二項の規定による設立の認可

(四) 第四十五条第四項の規定による解散の認可

(五) 第五十条の二第一項の規定による規準及び事業計画の認可

(六) 第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可

(七) 第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可

(八) 第五十一条第一項後段の規定による設計の概要の認可

(九) 第七十二条第一項後段の規定による権利変換計画の認可

(十) 第九十八条第二項の規定による代執行

(十一) 第一百十二条の規定による事業代行の開始の決定

(十二) 第一百八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可

五 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第六十七条第一項の規定による設立の認可

(二) 第七十一条第二項の規定による解散の認可

別表第三都市部の部都市事業局の款都市整備室の項局長専決事項の欄中第一号から第五号までを削り、同項室長専決事項の欄第一号(一)及び(二)中「(下水道室の所掌に係るものを除く。

「」を削り、同号(三)中「都市企画室及び下水道室」を「都市企画課」に改め、同欄に次の一号を加える。

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条の規定による事業計画の認可

「建  
築」

別表第三都市部の部都市事業局の款下水道室の項を削り、同款中

指 築  
導 課  
室」

を削り、同款中

同款建築指導室の項部長専決事項の欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号

を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定による許可、認可、承認、認定及び指定の取消し

別表第三都市部の部都市事業局の款建築指導室の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

五 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（都市整備課の所掌に係るものを除く。）

(一) 第七条の九第一項の規定による施行の認可

(二) 第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可

(三) 第十一条第一項及び第二項の規定による設立の認可

(四) 第四十五条第四項の規定による解散の認可

(五) 第五十条の二第二項の規定による規準及び事業計画の認可

(六) 第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可

(七) 第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可

(八) 第五十一条第一項後段の規定による設計の概要の認可

(九) 第七十二条第一項後段の規定による権利変換計画の認可

(十) 第九十八条第二項の規定による代執行

(十一) 第一百十二条の規定による事業代行の開始の決定

(十二) 第一百十八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可

六 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第一項及び附則第七条第六項の規定による委託契約の更新

別表第三都市部の部都市事業局の款建築指導室の項局長専決事項の欄中第一号から第六号までを削り、同項室長専決事項の欄第三号中「都市整備室」を「都市整備課」に改め、同款

「住」

中 宅 を 宅 に改め、同款住宅室の項部長専決事項の欄第一号中(六)を(七)とし、(七)を(八)と

「室」 課」

し、(八)の次に次のように加える。





呉地域保健所長及び福山地域保健所長の項第一号中(七)を削り、(八)を(七)とし、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)及び(十四)を削り、(十五)を(十四)とし、同号(十四)中「行政処分」の下に「(第二十九条の規定による処分に限る。)」を加え、同号(十五)を同号(十四)とし、同項第二号中(一)を(二)とし、(二)を(一)とし、同号(二)の前に次のように加える。

(一) 第三条の三の規定による診療所の病床設置届の受付

別表第五呉地域保健所長及び福山地域保健所長の項第十五号(一)中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号(二)中「第二十六条」を「第三十条」に改め、同項第十八号中「(十三)、(十四)、(十五)及び(十六)」を「及び(十七)」に改め、同表呉地域保健所長の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「及び第二号(二)」を削り、同号を同項第三号とし、同項の次に次のように加える。

福山地域保健所長	<p>一 医療法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（福山市に係るものに限る。以下この項において同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第八条の二第二項の規定による病院の休止又は再開の届出の受付</li> <li>(二) 第十二条第一項ただし書の規定による開設者以外の者による病院の管理の許可</li> <li>(三) 第十二条第二項の規定による病院と他の病院、診療所又は助産所との管理者兼任の許可</li> <li>(四) 第十五条第三項の規定による病院のエックス線装置設置の届出等の受付</li> <li>(五) 第十六条ただし書の規定による病院に医師を宿直させないことの許可</li> <li>(六) 第十八条ただし書の規定による病院に専属薬剤師を置かないことの許可</li> <li>(七) 第二十三条の二の規定による病院の人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止の命令</li> <li>(八) 第二十四条第一項の規定による病院の全部又は一部の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令</li> <li>(九) 第二十八条の規定による病院の管理者の変更命令</li> <li>(十) 第三十条の規定による病院に対する緊急の必要がある場合の行政処分（第二十九条の規定による処分を除く。）及び当該処分を受けた者に対する弁明の機会の付与</li> <li>二 第一号(七)、(八)及び(九)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与</li> </ul>
----------	---

別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第八条関係）

グループリーダーの専決事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 軽易な届出及び報告の受理</li> <li>二 法令に基づく各種の許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の再交付、書換え交付及び返納処理</li> <li>三 軽易又は定例的な品評会、共進会、見本市等の開催</li> <li>四 軽易又は定例的な講習会、講演会、打合せ会等の開催</li> <li>五 軽易又は定例的な事実の証明及び謄本、抄本等の交付</li> <li>六 所掌事務に関する軽易又は定例的な調査の実施、資料の収集等</li> </ul>
---------------	---

- 七 軽易な申請、通達、副申、報告、催告、通知、照会、回答、届出等
- 八 収支の原因となる行為について決裁を経たものの一件千五百万円未満の収入の通知及び支出命令（旅費に係るものを除く。）
- 九 職員に対する職員き章の交付
- 十 物品の出納通知
- 十一 一件五十万円未満の物品の要求
- 十二 各種台帳等の調製及び縦覧並びに閲覧の許可等
- 十三 所掌事務に関する付随的事項で軽易なもの処理

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。